

性的マイノリティ相談対応フローチャート

兵庫県教育委員会事務局人権教育課

日頃からの多様性を認める学校づくりの取組みの実施(体制整備・校内研修・児童生徒への指導等)

相談者(当該児童生徒・保護者)

相談

教職員(担任、養護教諭等)

要望なし

当該児童生徒・保護者から
特別な配慮の要望の有無

要望あり

相談を受けた教職員による対応

※対応のポイント・留意点:

- 相談を肯定的に受容する
- 否定しない、決めつけない
- 何に困っているのか聞く
- 誰に話しているのか、情報共有しているのかを確認する
- 性の多様性や相談先などについて情報提供する
- 児童生徒との対話を繰り返し、持続的に行う

報告・共有

※アウトティングにならないよう、本人の承諾を得る

組織としての対応

- サポートチームの設置
支援委員会・ケース会議等の開催

構成例: 管理職、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導担当、スクール(キャンパス)カウンセラー、学校医 等

参考: 文部科学省 教職員向け資料 (P3、7)



- 当該児童生徒への支援計画の検討・立案
参考: 文部科学省 教職員向け資料 (P4~6)

※ 当該児童生徒や保護者の意向を踏まえて進めることが重要

- 校内研修・情報共有の実施

・ 性的マイノリティについての基本的な知識や対応等に関する理解

参考: 校内研修資料 (県教育委員会作成)



基本姿勢

- ※ 全教職員での見守り
- ※ 当該児童生徒の秘密の厳守

専門家・関係機関等

- ・ スクール(キャンパス)カウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 専門医等
- ・ 児童相談所
- ・ 大学
- ・ 教育委員会
- ・ 医療機関
- ・ 支援団体 等

連携・相談

助言・支援

相談窓口(例)

- ・ 全国共通人権教育課相談ダイヤル
0570-003-110
- ・ 子ども人権 110 番
0120-007-110
- ・ 兵庫県精神保健福祉センター
078-252-4980
- ・ 神戸市精神保健福祉センター
078-371-1855

当該児童生徒への支援の実施(サポートチームを中心に)

支援の評価

※サポートチームによる評価の他、当該児童生徒・保護者からも聞き取りをして参考にする

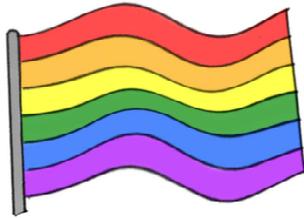
PDCAサイクルによる改善・見直し

性的マイノリティに対する支援のための留意点

兵庫県教育委員会事務局人権教育課

教職員として気をつけること

- いじめを許さない指導を日常から実践する
- 適切な指導を行うため自己研鑽に努める
- 偏見や差別の可能性のある言動をしていないか自己チェックする
例)「ホモ」「レス」「おかま」「オネエ」など
- ステレオタイプや思い込み、先走った対応とならないよう人権感覚を磨く
- アウティングをしないよう気をつける



教室・授業において気をつけること

- すべての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう、居心地の良い環境づくりに努める
- 性の多様性を踏まえた授業となるように工夫をする
- 児童生徒が性の多様性にふれ、理解を深めることができるよう、保健室や図書室等に性的マイノリティに関連する書籍を置く
- 児童生徒が適切でない発言等を行った場合は、適切に対応する(指導や説明を適時・適切に行う)
- 行事・部活動で性別にかかわらず役割分担が選べるような配慮をする

相談体制の構築

- 相談しやすい学校の雰囲気をつくる
- 気軽に相談できる窓口をつくる
- 勝手な決めつけや先走りにならないよう、最後まで話をしっかりと聞く
- 受容的に話を聞き、当該児童生徒とともに考え寄り添う姿勢で相談に対応する
- 当該児童生徒に秘密を守ることを伝え、安心して相談できるよう配慮する
- 学校内で情報を共有しなければいけない場合は、その旨を当該児童生徒に伝え、当該児童生徒の理解のもと支援を行う

制度・慣習の見直し・検討の例

〈例〉 (合理的配慮の考え方にに基づき検討)

- * 名簿…男女で分けない名簿
- * 呼称…「さん」付けや通称名で呼ぶ
- * 役割分担…性別にかかわらず役割
- * 書類の性別欄…
 - ◇性別を問う必要のない場合は性別欄の削除
 - ◇性別の自由記述への変更
- * 制服・体操服…
 - ◇選択制
 - ◇制服のデザインを見直す際に、保護者や児童生徒の意見を取り入れる

施設等の配慮の例

(合理的配慮の考え方にに基づき検討)

- * トイレ…
 - ◇全員が多機能トイレ等を使用できるよう配慮
 - ◇当該児童生徒が困っていれば職員トイレ等の使用を検討
- * 更衣室…
 - ◇別室や時間差で対応できないか検討
 - ◇対応をする場合、周りへの説明をどうするかを当該児童生徒や保護者と話し合い、学校内で共通認識を図る

参考:文部科学省 教職員向け資料 (P4, 9)



【参考】性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)(平成28年4月)文部科学省「『性的マイノリティ』に対する正しい理解のために」(平成28年3月)兵庫県教育委員会

性的マイノリティに関する Q&A

兵庫県教育委員会事務局人権教育課

Q1. 性的マイノリティとは何でしょうか。また、どれくらいの割合でいるのでしょうか。

「性的マイノリティ」という字義からすれば、「性のありようが社会の多数派とは異なる人々」ということになりませんが、「LGBT など性的マイノリティ」という言葉が示すように、一般的には、レズビアン(女性を好きになる女性)、ゲイ(男性を好きになる男性)、バイセクシュアル(女性と男性の両方を好きになる人)、トランスジェンダー(出生時に判断された性別とは異なる性別を自認する人々)のことをさします。ただし、性は多様であり、この4つの集団に限られるものではないことから、「LGBT など」という意味で使用されています。

LGBT は、別の言い方をすれば性的指向(sexual orientation)や性自認(gender identity)が多様な人々のことです。この2つを合わせた略称 SOGI を使って、「SOGI の多様な人々」という言い方もできます。

LGBTなどの性的マイノリティの割合については、調査によって多少の違いがみられ、全人口の数%から10%^{*1}とされています。割合よりもむしろ注目すべきは、カミングアウト率の低さです。ある調査によると職場や学校でカミングアウトしている人は3割弱となっています^{*2}。「性的マイノリティの人に出会ったことがない」、「自分の周りにはいない」という人もいますが、カミングアウトしていない(できていない)当事者が圧倒的多数であるがゆえに、不可視化された存在になっているだけとも言えます。

また、LGBTなどの用語は、型に当てはめるものではなく、本人の困りごとを理解するためのものと考えましょう。対応の際には、マニュアル的な型にはまった対応ではなく、本人の困りごとや悩みに寄り添った配慮や支援が必要です。

- *1 「LGBT 調査 2018」(電通ダイバーシティラボ、2018)では、LGBTQに該当する人の割合は、8.9%
「多様な性と生活についてのアンケート調査」(三重県男女共同参画センターと宝塚大学看護学部教授日高庸晴、2017)では、性的マイノリティ当事者は10%
- *2 「LGBT当事者の意識調査 ーいじめ・職場環境問題ー」(宝塚大学看護学部教授 日高庸晴、2016)

Q2. 学校として性的マイノリティの児童生徒をどのように把握すればよいでしょうか。

性的マイノリティの児童生徒やその保護者は、性的指向や性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。そのため、一斉調査のようなものを実施しても正確な情報が得られないばかりか、調査の目的や意図が曖昧なままでは、学校への不安や不信感を与えてしまうことにもなります。相談をしてくる、あるいはカミングアウトしてくる児童生徒がいなかったとしても、当該児童生徒が学校や学級に在籍していると考えられます。教育上の配慮をする上では、日常の対話こそが重要であり、「困りごと」のある児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが何よりも重要です。それにより、相談やカミングアウトにもつながっていくと考えられます。

Q3. 児童生徒から相談を受けた際には、どのようなことに気をつければよいでしょうか。

対応のポイント・留意点として、次のようなことが挙げられます。

□ 相談を肯定的に受容する

「話してくれてありがとう」と伝えるなど、まずは相談を受けつけるという態度を積極的かつ肯定的に示すことは、相談者である児童生徒とのよい関係を築く上で重要なポイントとなります。

□ 否定しない、決めつけない

学校や教職員が LGBT や SOGI が何であるかを理解しておくこと(基礎知識)は必要ですが、児童生徒をそのいずれかに分類することは重要ではありません。児童生徒の語りや使用する文言が「基礎知識」と一致しないこともあります。話を繰り返し聞く中で変化することもあります。児童生徒を「唯一無二」の存在として尊重し、語りをじっくり聞き取ることが重要です。分からないことは、率直に聞くようにしましょう。

□ 何に困っているのか聞く

「性的マイノリティだから、〇〇に困っている」と決めつけるのではなく、困りごとがあるのか、あるとすればどういった困りごとがあるのかを丁寧に聞き取ることが重要です。最適な対応は、一人ひとり異なるため、児童生徒との対話の中で一緒に考えていくようにしましょう。

□ 誰に話しているのか、情報共有していいのかを確認する

プライバシーの保護(秘密保持)は、相談・支援を円滑に進めるための重要なポイントとなります。相談内容についてどの範囲で誰に情報を共有してよいかを確認し、それを守りましょう。確認することそのものが、児童生徒の安心にもつながります(LGBT など性的マイノリティの場合はとくに、受容できていない保護者や家族に話が漏れることによって孤立を深めることがあります)。命の危険にかかわることや、他者への加害を含む内容など、プライバシーの保護(秘密保持)の原則適用が除外されるケースもありますので、その場合は専門家に相談するようにしましょう。

□ 性の多様性や相談先などについて情報提供する

児童生徒が自身を肯定的に捉えたり、理解を深めたりする上で、性の多様性に関する文献資料、あるいは相談窓口・当事者団体・専門家などを紹介することが役に立つことがあります。教職員や学校だけで問題解決しようとせず、こうした「社会資源」とつなぐ、つながることは大事ですが、その必要性や最適なタイミングは相談者一人ひとりで異なります。

□ 児童生徒との対話を繰り返し、持続的に行う

最初にカミングアウトした時には特定の困りごとがなくても、後になって出てきたり、「合理的配慮」が提供されていても、それが実情に合わなくなったりするなど、事情やニーズは変化するものです。変化するのが自然なことでも、児童生徒からすれば、学校や教職員にそのことを言い出しにくいということもありますので、「最近、どう?」といった声かけをするなどして、繰り返し、持続的に対話する姿勢を示すようにしましょう。

くれぐれも、児童生徒からの信頼を真摯に受け止め、プライバシーの尊重と厳守を最優先し、本人の同意なく他に広まることのないよう配慮しましょう。相談に対して、学校として組織的に対応する際には、教職員間での情報共有について、本人の承諾を得る必要があります。

Q4. 性別違和のある生徒から「自身が自認する性別の制服を着用したい」という申し出がありました。どのように対応したらいいですか。

当該生徒や保護者の意思、意向を確認するとともに、教育委員会や医療機関等と連携を図りながら、着用を認めた学校の事例があります。また、このような相談を機に、制服のあり方を見直し、制服を変更した学校もあります。いずれにしても本人の意向を尊重しながら、相談できる体制を整え、対応することが大切です。

Q5. 生徒指導の際に気をつけるべきことは何ですか。

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

性的マイノリティの児童生徒は、「なぜ自分は他の自分と違うのだろう」といった自己のアイデンティティについて悩みを抱えている場合があります。家族や友人とうまくコミュニケーションが取れなくなり、不登校や自傷・自殺関連経験をひき起こす場合もあるため、教員は「気になる問題行動」の背景に性的指向や性自認を理由とする「生きづらさ」や「困難」が関わっている可能性があることを視野に入れて対応することが求められます。

戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合にも、一方的に否定して指導するのではなく、その背景を考慮して対応することが大切です。

Q6. 性的マイノリティの児童生徒に対する進路指導について、留意することはありますか。

性的マイノリティの児童生徒は、自分が他者と異なると考え、自身の将来を思い描きにくい状況に陥ることがあります。身近にロールモデルがいない児童生徒にとって、似た境遇の人が存在し、その人がしっかり社会生活を送れていることを知ることは、心の支えとなります。人権教育の授業や講演会などに当事者を講師として招き、実際にどのような職に就き、どのように生活しているのかなどについて話してもらうような機会があると良いでしょう。

中学校や高等学校への進学の際には、本人の承諾を得たうえで、進学先の学校と連携し、当該児童生徒について引き継ぎをすることも重要です。

また、高等学校での進路指導の際に、「公正な採用選考の基本」(厚生労働省)に「…LGBT等の性的マイノリティの方などの特定の人を排除せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにすること」が明記されていることや、ハラスメントに関する指針に「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動」が該当する例として挙げられるなど、企業や社会において採用選考時や就労後の取組が進んでいることを学ぶ機会も確保すると良いでしょう。

Q7. 当事者児童生徒や保護者の意向を踏まえるとはどういうことでしょうか。

合理的配慮の考え方にに基づき、他の児童生徒への指導や対応とのバランスを考えながら、支援していくことが重要です。

Q8. 性別の取扱いの変更は可能なのでしょうか

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成16(2004)年)が施行され、家庭裁判所の審判により、性別の取扱いの変更が可能となりました。ただし、性別の取扱いの変更の審判を受けるには、身体的治療(手術等)を受け、外見的な変更を備えていることなど、いくつかの条件が定められており、性別適合手術の実施が法定成人年齢以上でなければできないことから、未成年者が性別の取扱いを変更することは法律上できません。